

社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉活動基金規程

(設置)

第1条 地域における社会福祉の推進を図るため、社会福祉法人青梅市社会福祉協議会地域福祉活動基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積立てる額は、毎年度一般会計収支予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、すべて一般会計に繰り出すものとする。

(処分)

第5条 基金は、社会福祉の推進に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会ボランティア基金規程(平成7年施行)および社会福祉法人青梅市社会福祉協議会福祉啓発基金規程(平成11年施行)は廃止する。